

様式第2号（第4条関係）

パートナーシップの宣誓に関する確認書

年 月 日

私たちは、三郷市パートナーシップの宣誓に関する要綱第4条第1項の規定によりパートナーシップの宣誓にあたり、次の表の確認事項の内容が事実と相違ないことを確認し、同要綱の規定を遵守します。

ふりがな
氏名

ふりがな
氏名

ふりがな
(通称：)

)

ふりがな
(通称：)

)

要綱	確認事項（該当項目に「○」を記入願います）
第2条第1項	<p>(関係性)</p> <p>次の事由のいずれにも該当し、互いを人生のパートナーとすることを約する二人の関係にあること。</p> <p>①性（自認する性も含む）を同じくするお二人であること。</p> <p>②相互の協力により継続的な共同生活を行い又は行うことを約していること。</p>
第3条第1項第1号	<p>(年齢要件) 双方が成年に達した者であること。</p>
第3条第1項第2号	<p>(住所等の要件)</p> <p>次のいずれかに該当すること。</p> <p>①双方が市内に住所を有していること。</p> <p>②同性パートナーのうち、市外に住所を有する者が1か月以内に市内への転入を予定していること。</p> <p>転入予定者 (転入予定日 年 月 日)</p> <p>転入予定者 (転入予定日 年 月 日)</p>
第3条第1項第3号	<p>(配偶者等の有無)</p> <p>双方に配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。）及び現にパートナーシップの関係にある者がいないこと。</p>
第3条第2項	<p>(近親者等でない)</p> <p>双方が近親者（直系血族、三親等以内の傍系血族又は直系姻族をいう。）でないこと。ただし、パートナーシップの関係にある者同士が養子縁組をしている場合又は養子と養方の傍系血族の関係にある場合この限りでない。</p>

要綱	確認事項（内容をご理解いただけたら「○」を記入願います）
第6条	<p>(証明書等の再交付)</p> <p>宣誓書の保存期間内において、紛失、毀損等の事情により証明書等の再交付を希望するときは、パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書を提出すること。</p>
第9条	<p>(証明書等の取消し)</p> <p>虚偽その他不正な方法等により証明書等の交付を受けたこと又は証明書等を不正に使用したことが判明した場合で、市長が無効としたときは、当該証明書等を返還しなければならないこと。</p>